

ふるさとの 植物を守ろう

No. 26 October 2018

植物園と市民で進める
植物多様性保全ニュース

Japan Association of Botanical Gardens
公益社団法人 日本植物園協会

生きた植物コレクションのセーフティーネット

国立科学博物館 筑波実験植物園 遊川 知久

生きた植物のコレクションは、植物園の価値の中核です。というのも、研究材料として使う特定の植物だけを保存することは試験場や大学でも行えますが、ありとあらゆる植物を生きたまま研究し保存できる施設は植物園しかないからです。生物多様性の喪失が加速化する中、植物園のこうした機能がますます注目されています。たとえば最近の調査で、地球の陸上植物種の30%、絶滅危惧植物種の41%が世界のどこかの植物園で保存されていることが明らかになり(Mounce et al. 2017)、科学誌ネイチャーで植物園の保全に果たす役割の大きさが改めて指摘されました。日本植物園協会でも「植物多様性保全 2020 年目標」を掲げて、全国の植物園が協力して日本の野生植物や有用植物資源の保存に取り組んでいることは本紙7号で紹介したとおりです。たとえば現在、日本の絶滅危惧植物のうち66% (1,182 種類) が国内の複数の植物園で分散して保存されています。

ところが一方、あらゆるコレクションの中で、生きものの保存・継承ほど難しいものはありません。鍵をかけてしまっておけば守れるものではなく、苗に水が1回かからなかったり、イモムシに見つかってかじられたりすれば、長年の努力が瞬時に水の泡となってしまうのです。こうした日々の管理の課題もさることながら、栽培技術の継承というもうひとつの大きな問題が控えています。植物園ではひとりの職員が数百数千

におよぶ種類の植物の面倒を見ることが普通ですが、種類ごとの性質をひとつとおり理解するには10年くらいの時間を必要とするでしょう。職員の異動や退職を考えれば、植物園でひとつひとつの種の栽培技術を継承することは、はなはだ困難と言わざるを得ません。最近では指定管理者の交替も深刻です。数年おきに担当者が変わってしまい、技術の継承どころか習得もおぼつかないのが実情なのです。

植物園の仕事をする中で、枯らしてはいけないものを枯らす苦い経験をいくどとなくしてきました。とはいえうまく引き継がれている植物もあります。例えば野生では絶滅してしまったオリヅルスミレやシビイタチシダですが、植物園の努力によってなんとか地球上に踏みとどまっています。ツバキ、サクラなどの古くから伝わる園芸品種は貴重な遺伝資源、そして文化遺産ですが、こうした品種の保存にも植物園は貢献してきました。とはいえこうした実績の多くは、単独の植物園でできたわけではなく、複数の植物園、そして趣味家など外部の方との連携で実現したものです。そうです、大切なコレクションを残すカギは、個々の植物園の枠を超えた確実なセーフティーネットを作ることにより他なりません。

日本植物園協会では、全国の植物園どうし、さらには生物多様性保全に関係する市民や行政、研究機関が連携・協働する「植物多様性保全拠点園ネットワーク」を2006年にスタートさせました。このネットワークを作ったことにより、全国の植物園がそれぞれの気候・地域・専門分野等の特色を生かしながら、分担して保全事業を進めることができるようになりました。さらに植物園の外に開かれたネットワークづくりに力を注ぎ、保全でもっとも重要な、地域社会の協力やさまざまな専門家のノウハウを結集させることができました。このネットワークのあらましについては、本紙2号を参照ください。

「植物多様性保全拠点園ネットワーク」の活動を進める中で、貴重なコレクションが全国のどこで保存されているか必ずしもよく分かっておらず、知らないう



オリヅルスミレ(*Viola stoloniflora*)。沖縄島北部に自生していたが、ダム建設により自然界では絶滅した種。失われる前に救い出していくつかの植物園で分散保存したことで、完全な絶滅から免れることができた。

ちに失われていることが課題として浮き彫りになりました。また価値のあるコレクションを顕彰することが、次世代に継承されるきっかけになるはずです。こうした考え方にに基づき、植物園、個人、研究機関、種苗会社といったセクターの枠を超えて全国に分散する重要なコレクションを明確にし、セーフティーネットの基盤とするのが、本紙の19と25号で紹介した「ナショナルコレクション認定制度」です。この活動によって

保存する必要があるコレクションとその担い手の所在がはつきりします。集約した情報を「植物多様性保全拠点園ネットワーク」に橋渡しすれば、植物園と外部のセクターが連携してコレクションを継承することができます。日本植物園協会はこれらの活動を推進することで、全国の重要な植物コレクションを守り、伝えることに貢献してまいります。私たちの取り組みへのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

「世界野生生物の日」の取り組みについて

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室 河野 光浩

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)が1973年3月3日に採択されてから40年後の2013年、国連は毎年3月3日を「世界野生生物の日」に制定しました。経済産業省及び環境省は、昨年に引き続き「世界野生生物の日」に合わせて、野生生物の取引規制に関する普及啓発パネルを作成し、今年は全国15園の植物園の園内に展示していただきました(図1)。

パネルに掲載する植物の写真についても、日本植物園協会よりご提供いただきました。改めまして、日本植物園協会及びパネルを展示していただきました植物園関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

ワシントン条約の規制対象となっている植物を外為

法上の手続きをとらずに輸入しようとして、税関で差し止められるケースがほぼ毎日起きています。経済産業省は、こうした植物が任意放棄された場合、税関から引き継ぎ、日本植物園協会に対して寄託管理を依頼しています。昨年度は、植物の任意放棄件数が100件まで急増しました。これは残念ながら、希少な野生生物の輸出入に関するワシントン条約の規制がいまだ十分に認識されていない結果であると考えています。経済産業省といたしましても、希少な野生植物を保護するため、国民の皆様にワシントン条約の規制を十分理解していただくよう、植物園関係者の皆様とともに、普及啓発に一層努めてまいりたいと思います。

海外旅行された方が持ち帰る荷物にワシントン条

図1. 植物園に掲示したパネル。

約の規制対象となる種が含まれているにもかかわらず、必要な手続きをとっていないばかりに、税関において任意放棄を余儀なくされるケースが多数起きています。アロエなど、植物を成分としている化粧品も規制対象です。海外旅行される方にワシントン条約についての理解を深めていただくため、経済産業省では

「Souvenir Guide ～お土産を買うその前に～」というパンフレットを作成しました（図2）。

日本植物園協会及び植物園関係者の皆様におかれましては、今後とも、ワシントン条約の適切な履行及び希少野生動植物の保護にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



図2. お土産パンフレット.

認定希少種保全動植物園等制度が始まりました

近年、我が国における野生動植物の生育状況の悪化に伴い、積極的な保護増殖が必要な希少野生動植物種（以下、「希少種」という）の数は増加の一途をたどっています。一方で、希少種の保全を政府の力だけで実施していくことには限界があり、関連団体等と密接に連携し取組みを促進していくことが不可欠です。

このような流れの中、希少種の保全活動において生息域外保全に実績を有し、調査研究や環境教育・普及啓発活動の担い手となっている動植物園等の役割が重視されるようになってきており、植物園関係の動きでは、平成27年6月に日本植物園協会と環境省の間で「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」が締結されました。本協定に基づき各植物園において、希少種の生息域外保全や普及啓発等に関して一層の取組みをいただいているところです。

環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室

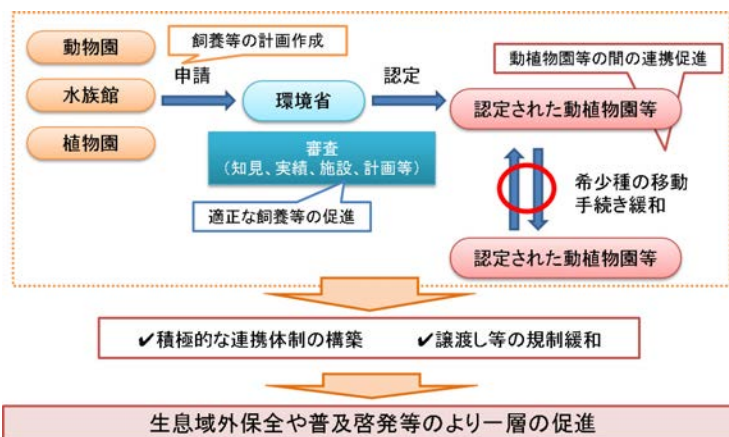
こうした取組みを行う動植物園が「種の保存」という公的機能を担っていることを明確化し、社会的な認知度を向上させることが必要との検討がなされ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の改正により「認定希少種保全動植物園等制度」が創設され、平成30年6月より運用が開始されています。本制度は希少種を飼育・栽培する動植物園から、事前に希少種の繁殖計画等を環境省に提出いただき、保護増殖という点で一定の基準を満たす動植物園等を環境大臣が予め認定する制度です。植物園が認定を受けると、希少種の譲り渡し等の規制が原則として適用されなくなり、以下の3つの主なメリットが期待されます。

1. 繁殖等に向けた他園館との円滑な個体移動などによる生育域外保全の推進
2. 来園者への希少種に関する環境教育・普及啓発

の促進

3. 植物園が持つ「種の保存」という公的機能の明確化・社会的な認知度の向上

なお、植物園の施設を認定する制度であるため、認定を受けようとする植物園で取り扱う希少種は全て繁殖計画等の提出等の対象となります。認定を受けるための手続き内容（提出する書類の様式）や基準等の詳細につきましては環境省 HP をご覧ください。（<http://www.env.go.jp/nature/kisho/doushokubutsuen.html>）



日本植物園協会第53回大会の報告

広島市植物公園 久保 晴盛

平成30年6月19日(火)から21日(木)にかけて、公益社団法人日本植物園協会第53回大会を開催しました。当園で開催するのは、平成7年5月に開催した第30回大会以来2回目となります。総裁の秋篠宮殿下をお迎えし、全国の植物園から約140名の参加者が集まりました。3日間の会期中、総会、表彰式、研究発表、施設見学や公開シンポジウムなど様々な関連行事を行いましたので、報告します。

初日の日程は総会と開会式・表彰式など。開会式では、広島市長を来賓に迎え、また総裁より植物園の活動について、人々の憩いの場として自然観察の機会を提供しているとの暖かいおことばを賜りました。表彰式では、植物園に関する功績のあった5名・1団体が表彰を受けました。また、ナショナルコレクションの第1回認定があり、武田薬品工業株式会社京都薬用植物園のツバキコレクションと東京都神代植物公園のサクラソウコレクションが認定されました。表彰式の後には意見交換会（懇親会）が行われ、大変有意義な時間となりました。植物園で働く同志の生の声を聞くことで、今後の業務の参考や励みになったのではないのでしょうか。なお、今回の懇親会では、電子ピアノ

とチェロの二重奏の演奏をお楽しみいただきました。これは、広島市の目指す「花と緑と音楽の広島づくり」にも合致する趣向でした。

大会2日目は、研究発表と委員会報告。午前中の研究発表では、口頭8題、ポスター13題の発表を行いました。ポスター会場が手狭で、日程もギリギリであったので、十分な討議が出来なかった点は反省すべき点です。午後は委員会報告があり、各委員会の事業報告と経済産業省の中野課長によるワシントン条約、寄託管理事業に関する説明がなされました。

大会最終日は施設見学と公開シンポジウム。施設見学では、リニューアルした大温室を中心に約90名の参加者が園内をまわり、情報交換を行いました。午後のシンポジウムでは被爆樹木について、3名の演者がこれまでの取り組みについて報告を行い、議論を深めました。被爆樹木とは、爆心地から概ね半径2km以内に存在する被爆の惨禍を生き抜いた樹木や焼け焦げた樹木の株から再び芽吹いた樹木のことであり、現在でも約160本が残っています。過去の痛ましい歴史を伝承する証言者として、広島では大切にされています。シンポジウム後に感想を伺いましたが、参加



した。

当日は1コマ20分のレクチャーを3回実施しました。レクチャーでは前半、紙芝居形式で絶滅とはどういうことか、なぜ絶滅するのか、なぜ絶滅してはいけないのか、世界の植物事情や絶滅危惧植物のカテゴリ、植物園の取り組みといった内容を説明し、絶滅危惧植物と植物園の役割について理解を求めました。後半では当園で保全する絶滅危惧植物、ヤチシャジンについて生活史の説明と株分けの体験を行い、株分けしたヤチシャジンに参加者に持って帰ってもらいました。このような保全に関する試みはこれまで実施経験が無く、手法や展開に知恵を絞りました。対象が小学生であり、また1コマの単位時間がコンパクトであったことから、難しい用語を避け、本質に焦点をあててイラストや写真、図などビジュアルで示しました。円陣を組んで紙芝居を囲み、会話をしながら説明しました。

自主的に考えることを促すために付箋で意見を求めようと考えましたが、そこまでは至りませんでした。

参加者は8人と少数でしたが、参加した小学生はうなずき、時には首をかしげながら熱心に耳を傾け、また自分で植えた苗に興味を持ったようで、わずかながら手応えを感じました。今後この経験を活かして、試行錯誤したいと思います。



写真提供/就実短期大学キッズタウン KYOYAMA 実行委員会

植物園の取り組み

旭川市北邦野草園

日本植物園協会の最北の加盟園である旭川市北邦野草園は、旭川駅から北西へ7 km、石狩川とオサラッペ川が合流する近くに位置し、アイヌ民族が聖なる地としてあがめ、長い歴史と文化をきざんだ嵐山の麓にあります。

嵐山は、中生代白亜紀を起源とする地質学上の神居古潭帯に属し、チャート、緑色片岩、蛇紋岩からな

る興味深い地域です。樹齢が200～300年の巨木や早春のカタクリ、エゾエンゴサクをはじめ、北限植物、蛇紋岩植物、絶滅危惧植物など多彩な植物相です。森林には、春の女神と称されるヒメギフチョウやアカゲラ、キビタキなどの鳥類、エゾリスなどを始め動物相も大変豊かです。

北限植物としてはヤマミズ、クサギ、オオカモメヅル、

市街地に近い嵐山に、このように多種多彩な植物が生育し保持されているのは、アイヌ民族がチノミシリ

(我ら・祈る・山)として大切に護ってこられたからです。このかけがえのない自然を、今後も保護・保全し明日へつなげていく所存であります。



嵐山（右が嵐山、左奥は近文山、石狩川より）

コラム

[illegible]

平成 30 年度の日本植物園協会（以下協会）大会は広島市で開催された。大会 2 日目は分野別会議が設定され、各分野に分かれてそれぞれの課題について討議をすることになっている。正会員は分野が明確に規定されている。しかし、賛助会員（個人；団体及び法人）と名誉会員は 4 分野に属していないのである。この際いつも悩むのは古巣の分野に行くべきかどうかであるが、何となく居心地が良くない。居場所が無いというべきかもしれない。

そこで事務局が用意した、分野に属さない会議室に行くことになる。そこには同じような悩みを抱えた者たちが集まってくる。その顔触れは錚々たるものがある。

ここ数年のこの集まりでの意見を集約すると以下のようになる。

1. 賛助会員・名誉会員の活動分野が確立されていない
2. 協会は賛助会員を増やしているのにその受け皿が無い
3. 植物園協会に貢献したいという思いが強いのにその場がない
4. 私たちをもっと遠慮せずに活用してほしい等々である。

協会の実情は財務、人員を見ても決して豊かだとは思えない。特に指定管理者制度導入で協会活動に参加することには厳しい状況になっているのではないだろうか。

このような状況の中で、協会がさらに発展するには正会員だけではなく、正会員以外の会員を活用することが協会発展のキーポイントになると思う。経験、知識、

日本植物園協会 名誉会員 高橋 康夫

人脈を持っている会員をうまく使うことが協会発展の重要な課題ではないか。そのためには第5部会のような組織を立ち上げ、権限と義務を付与して責任ある行動を期待する組織づくりが求められている。

特にこれからは長寿社会に突入するのであり、経験と自由な時間を持つ会員を活用することは、いみじくも政府が発表した「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月13日 人生100年時代構想会議とりまとめ）における「人生100年時代を見据えた経済社会システムの大改革に挑戦するのが人づくり革命」の先鞭になるのではないだろうか。

「六十、七十は鼻たれ小僧、男ざかりは百から百から、わしもこれからこれから」とは百七歳まで活躍した彫刻の巨匠平櫛田中の百歳の言葉である。田中は百歳の時にこれからの仕事のために30年分の彫刻原木を用意したという。今でも小平市平櫛田中彫刻美術館には、推定樹齢500年、直径約1.9m、重量約5.5トンのクスノキの彫刻原木が展示されている。



小平市立平櫛田中彫刻美術館に展示されているクスノキの彫刻原木

各園のコレクション紹介

[illegible]

東京都立神代植物公園 飯田 有貴夫

平成 30 年 6 月 19 日、神代植物公園のサクラソウ
品種コレクションが、日本植物園協会第 53 回大会に
おいて、ナショナルコレクション認定を受けました。
同制度がスタートして第 1 回目の認定となります。

サクラソウ (*Primula sieboldii*) は、江戸の地に生える野草から江戸の人達が育て上げた唯一の園芸草花で、まさに江戸の花といえる植物です。

当園では、全国的なサクラソウ愛好者の集まりである「さくらそう会」が認定しているサクラソウ 322 品種のうち、その大半にあたる 293 品種を保有しています。なかでも江戸時代から伝わる品種は、古くは享保年間に作出されたといわれる‘南京小桜’、江戸後期作出の‘銀世界’、‘駅路の鈴’など 158 品種に及び、現存する江戸時代のサクラソウ品種のほぼ完全なコレクションといえます。

各品種は、2 鉢ずつを圃場にて栽培管理し、品種保存を図ってきました。サクラソウの栽培担当職員を決めるとともに、日々の灌水や植替え等の作業量が多い場合は、他の栽培担当職員が協力し合うことで補っています。

コレクションの維持には、品種名の管理が不可欠です。このため、改めてデータベース化を図り入手状況や枯死状況等の記録更新ができるようにしました。また、毎冬、鉢の植替えを行うため、鉢へのラベル表

示を的確に行うとともに、開花期には「さくらそう会」の協力のもと品種名を再確認し、品種管理の徹底を図っています。

所有するコレクションは、昭和 37 年以降、毎年 4 月に屋外特設展示場にて開花株の展示を行ってきました。同時に「さくらそう会」協賛による展示会も開催しており、常時 150 品種以上に及ぶサクラソウが展示棚を彩り、多くの来園者が鑑賞に訪れます。期間中は「さくらそう会」会員が来園者へ展示解説を行うほか、冬季にはサクラソウの植替え教室なども開催しています。これらの普及啓発活動に注力し、伝統園芸文化の継承に寄与してきたこともナショナルコレクション認定の一因となりました。このたびの認定を記念して、6 月から 7 月にかけて、パネル展や記念講演会を開催し植物園をご利用の皆様へ報告をさせていただいたところです。

今回の認定を通じて、サクラソウを保有する植物園や関連団体との間でネットワークが広がり、情報共有がなされれば伝統園芸植物としてのサクラソウの保全は、さらに確固なものになると考えられます。

今後も、培ってきた「さくらそう会」との関係により緊密にするとともに、サクラソウコレクションの一層の充実と伝統園芸文化の保存継承に努めたいと思います。



このニュースレターが、植物とその保全に関する情報交換の場の一つとなるよう、工夫していききたいと思います。各地の諸団体の取り組みもご紹介していきますので、共有したい情報やご意見等を、右記の協会事務局宛にお寄せください。よろしくお願いします。



編集・発行 公益社団法人 日本植物園協会

〒114-0014 東京都北区田端 1-15-11-201

TEL: 03-5685-1431 FAX: 03-5685-1453

URL: <http://syokubutsuen-kyokai.jp/>

E-mail: seed@syokubutsuen-kyokai.jp